

## 平成 29 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

## 1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、69都道府県市（都道府県、20指定都市、2児童相談所設置市）及び3国立施設（平成29年度末現在）を対象に、平成29年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成29年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は277件であった。平成29年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成28年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は99件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が64件（64.6%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が12件（12.1%）、「障害児入所施設等」が10件（10.1%）、「児童自立支援施設」が8件（8.1%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が56件（56.6%）、「性的虐待」が23件（23.2%）、「心理的虐待」が17件（17.2%）、「ネグレクト」が3件（3.0%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は142人であった。児童の性別は、「男子」が92人（64.8%）、「女子」が50人（35.2%）である。就学等の状況は、「小学校等」が48人（33.8%）、「中学校等」が41人（28.9%）、「高等学校等」が17人（12.0%）、「就学前」が30人（21.1%）、「就労・無職等」が1人（0.7%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

## 2 平成29年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

### (1) 各都道府縣市への届出・通告について

#### ① 届出・通告数

- 平成29年度に都道府縣市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は292人であり、届出・通告の受理件数は277件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が109人（37.3%）、「児童本人」が90人（30.8%）、「家族・親戚」が28人（9.6%）、「児童本人以外の被措置児童等」が18人（6.2%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	90	18	28	109	3	5	2	0	6	4	21	6	292
割合	30.8	6.2	9.6	37.3	1.0	1.7	0.7	0.0	2.1	1.4	7.2	2.1	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数277件と一致しない。

#### ② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が147件（53.1%）、「都道府縣市の担当部署」が125件（45.1%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府縣市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府縣市の福祉事務所	市町村	合計
件数	147	125	0	0	5	277
割合	53.1	45.1	0.0	0.0	1.8	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例301件（平成28年度以前からの継続事例24件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は287件、「事実確認を行っていない事例」は14件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は99件（32.9％）であった。

（単位：件、％）

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	99	154	34	287	5	9	301
割合	32.9	51.2	11.3	95.3	1.7	3.0	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例99件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が64件（64.6％）、「里親・ファミリーホーム」が12件（12.1％）、「障害児入所施設等」が10件（10.1％）、「児童自立支援施設」が8件（8.1％）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設65件のうち、ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、35件であった。

ア 施設等種別内訳

（単位：件、％）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	1	64	0	8	12	10	4	99
割合	1.0	64.6	0.0	8.1	12.1	10.1	4.0	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	21	1	0	9
13人～19人	7	1	0	1
12人以下	0	5	0	0
本園内ユニット7(8人以下)	32	1	0	0
地域分園型ユニット7(8人以下)	3	0	0	0
合計	63 ※	8	0	10

※回答なし 1

② 自治体等別

○ 69自治体中、41自治体及び国立施設で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	22	6	三重県	1	0	沖縄県	2	2
青森県	7	1	滋賀県	2	0	札幌市	3	1
岩手県	0	0	京都府	1	1	仙台市	1	1
宮城県	0	0	大阪府	22	3	さいたま市	0	0
秋田県	0	0	兵庫県	4	4	千葉市	5	2
山形県	0	0	奈良県	0	0	横浜市	6	2
福島県	1	0	和歌山県	5	2	川崎市	1	1
茨城県	4	0	鳥取県	4	0	相模原市	1	0
栃木県	4	2	島根県	1	0	新潟市	0	0
群馬県	0	0	岡山県	0	0	静岡市	1	0
埼玉県	4	4	広島県	3	0	浜松市	1	0
千葉県	7	2	山口県	5	0	名古屋市	3	2
東京都	27	12	徳島県	1	1	京都市	1	1
神奈川県	7	5	香川県	1	0	大阪市	17	2
新潟県	5	2	愛媛県	4	3	堺市	4	3
富山県	0	0	高知県	20	6	神戸市	1	1
石川県	0	0	福岡県	6	2	岡山市	0	0
福井県	3	0	佐賀県	12	0	広島市	1	1
山梨県	1	1	長崎県	4	1	北九州市	1	1
長野県	2	2	熊本県	5	4	福岡市	9	3
岐阜県	3	1	大分県	5	3	熊本市	5	2
静岡県	10	1	宮崎県	1	0	横須賀市	0	0
愛知県	7	2	鹿児島県	2	2	金沢市	0	0
						国立	1	1
						合計	287	99

※ 届出・通告件数は、平成29年度分であり、虐待事例数は、平成29年度に確認等を行った事例の件数(平成28年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	56	3	17	23	99
割合	56.6	3.0	17.2	23.2	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた99件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は142人であった(虐待を受けた児童の人数を特定できない事例が3件あった)。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	合計
人数	92	50	142
割合	64.8	35.2	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	12	39	61	26	4	142
割合	8.5	27.5	43.0	18.3	2.8	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	30	48	41	17	1	1	4	142
割合	21.1	33.8	28.9	12.0	0.7	0.7	2.8	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた99件の事例について、虐待を行った職員等(里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。)の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、99件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は111人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「怒りのコントロール不全」、次いで「衝動性」や「養育技術の低さ」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	38	19	16	21	9	8	111
割合	34.2	17.1	14.4	18.9	8.1	7.2	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	53	21	17	9	3	8	111
割合	47.7	18.9	15.3	8.1	2.7	7.2	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	34	21	38	17	30
なし	18	26	16	23	17
不明	59	64	57	71	64
合計	111	111	111	111	111

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、34件であった。

また、全ての項目において「どちらとも言えない」との回答が最も多くなっている。

- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている」、「子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた」で、いずれも5件であった。
- 日課の面では「就寝時間」、「娯楽・テレビの時間」が多い。  
発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起きている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合 計
特定の職員が子どもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	7	16	35	28	1	87
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	8	13	32	31	3	87
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	9	25	43	8	2	87
第三者委員の活用がなさ れ、子どもたちにその役割 を周知している	12	21	44	10	0	87
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	10	27	33	14	3	87
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	8	19	41	17	2	87
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	15	20	32	18	2	87
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	13	17	49	6	2	87

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらとも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	2	2	3	4	1	12
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	2	6	1	1	12
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	2	4	3	2	1	12
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	2	4	3	2	1	12
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	1	3	4	3	1	12
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	3	6	1	1	12
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	0	2	5	3	2	12
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	1	2	5	3	1	12



ウ 発生時間

時間	件数
0:00～( 5:00)	7
5:00～( 6:00)	0
6:00～( 7:00)	2
7:00～( 8:00)	4
8:00～( 9:00)	3
9:00～(10:00)	5
10:00～(11:00)	2
11:00～(12:00)	2
12:00～(13:00)	1
13:00～(14:00)	5
14:00～(15:00)	2
15:00～(16:00)	0
16:00～(17:00)	4
17:00～(18:00)	6
18:00～(19:00)	2
19:00～(20:00)	9
20:00～(21:00)	6
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	4
23:00～(24:00)	2
合計	71

※回答なし 28

エ 日課

日 課	件数
食事時間	6
配膳・後片付けの時間	4
登校から下校までの時間	3
運動・スポーツ時間	2
娯楽・テレビの時間	23
行事・イベント時	1
外出時	5
無断外出時	0
清掃時間	1
自由時間	9
就寝時間	26
合計	80

※回答なし 19

オ 場所

場 所	件数
居室(個室)	36
居室(ホール等)	36
調理室(台所)	2
浴室	2
トイレ	0
医務室	0
静養室	1
相談室	2
スタッフルーム(職員室)	1
宿直室	1
施設等内の他の建物	4
施設等内の庭・運動場等	1
施設等の外	7
合計	90

※回答なし 9

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は49件(49.5%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は13件(13.1%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は44件(44.4%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は7件(7.1%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	49	13	6	13	18	99
割合	49.5	13.1	6.1	13.1	18.2	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	44	8	5	1	1	1	0	0	0	7	32	99
割合	44.4	8.1	5.1	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	7.1	32.3	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、99件中38件(38.4%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された38件において、学識者をメンバーとしているのは89.5%、医師をメンバーとしているのは60.5%、弁護士をメンバーとしているのは73.7%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	38	61	99
割合	38.4	61.6	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	9	14	15	38
割合	23.7	36.8	39.5	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	13	8	5	3	0	2	2	0	0	1	4	38
割合	34.2	21.1	13.2	7.9	0.0	5.3	5.3	0.0	0.0	2.6	10.5	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	12	11	3	34	23	28	18	24	38
割合	31.6	28.9	7.9	89.5	60.5	73.7	47.4	63.2	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・ 日常の事故報告等がしっかりと作成されていなかった。
- ・ 研修を受講しても、その内容が職員に浸透していなかった。
- ・ 施設長の虐待防止に対する意識が不十分であった。
- ・ マニュアルを策定したが、その活用が不十分であった。
- ・ 経験の浅い職員への指導等が不十分であった。
- ・ 職員間で児童の情報等を共有する仕組みが機能していなかった。
- ・ 特別なケアが求められる児童への対応について、各職員任せになっておりチーム支援が出来ていなかった。
- ・ 職員の採用時の研修が不十分であった。
- ・ 施設内での職員の相談体制が不十分であった。
- ・ 外部からのS V等がケースカンファレンスに参加するなど、児童への支援について客観的な視点を交えて検討する機会が乏しかった。

② 職員等

(感情の問題)

- ・ 家庭での問題を抱えていたり、児童に対する指導が上手くいかず、ストレスを感じていた。
- ・ (発生時) 感情的にイライラしていた。
- ・ 児童への指導にあたって、感情のコントロールが出来なかった。
- ・ 児童への継続的な指導に対して改善が見られず、焦りがあった。

(養育姿勢の問題)

- ・ 特定の児童に対して厳しい態度をとっていた。
- ・ 児童への理解や指導について、施設長としての専門性が低かった。
- ・ 乳幼児に対して大声で叱責するなど、適切な関わりが出来ていなかった。
- ・ 子どもの特性への理解が不十分だった。
- ・ 子どもが日課から外れないようにと焦りがあり、威圧的な態度をとっていた。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応（③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。）

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

（単位：件）

委員会を設置し議論 （検証委員会・再発防止委員会）	権利擁護等の研修への 職員派遣や施設内での 研修を増やし、専門性 の向上を図る	職員会議又はケース検 討会議の回数を増や し、入所児童及び職員 の情報共有を図る	第三者評価又は自己評 価を年度内に複数回行 い、施設運営の改革を 図る	S V体制等の施設内の チームアプローチ態勢 を整える
31	73	56	33	60
子どもの意見を汲みあ げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ 替え、異動等を行う	職員のストレス等の状 況調査を行う	職員の勤務体制の改善 を行う	
52	43	22	31	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件）

各種研修への 参加	S V等の指導 体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な 面接	被害児童 との関係 再構築	心理治療等
39	33	40	21	35	29	6
勤務負担の 軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
8	20	7	3	9	12	

③ 被害児童・保護者への謝罪状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、謝罪していない事例が3事例あった。

（単位：件）

	加害職員が謝罪	施設長が謝罪	加害職員・施設長以外の 職員（児相を含む）が謝罪	謝罪していない	被害児童、保護者 のどちらに対し ても謝罪して いない事例
被害児童	32	47	79	3	3
保護者	11	43	64	7	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・外部委員を入れた検証委員会、運営改善計画委員会等を立ち上げ、現状把握や検証を実施。
- ・施設の透明性を高めるため、定期的に外部機関（施設の第三者委員会等）からの評価を受ける。

- ・施設内に設置した「子どもの権利擁護委員会」において事案を報告し、再発防止策等について検討。
- ・児童相談所を含めたケースカンファレンスを実施。

(S V体制、職員支援体制、自己点検等)

- ・職員による自己点検を実施し、その結果をもとに施設長による面談を実施。
- ・アドバイザーを設置し、新任職員の育成段階に応じた効果的な指導を実施。
- ・全職員にアンケート調査を実施し、支援の振り返りを実施。
- ・副園長、統括主任等の役割の明確化を図り、職員が発信しやすいボトムアップの体制づくりを実施。
- ・施設長による職員との個別面談と、職員のメンタルケアを実施。

(勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・危機管理マニュアルを見直し、周知徹底。
- ・センサーの設置、夜間の見回りを強化。
- ・児童の問題行動発生時の対応（複数人対応、分離等）を徹底。
- ・宿直も含め、職員が一人で勤務することがないように勤務体制を調整。
- ・職員の事務負担を軽減し、児童と向き合う時間を増やすとともに、居室等への見回りを強化。

(研修体制等)

- ・先進的な取組を実施している施設での宿泊研修を実施。
- ・子どもの権利擁護に関する研修の充実。
- ・職層別研修を導入。
- ・体罰や心理的虐待に陥りやすい場面を想定したロールプレイを導入した研修を実施。
- ・職員の不適切対応の防止とスキルアップのため、異性の児童への対応に関する研修を実施。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・職員間での児童の情報を共有するため、児童の記録について電子化を導入。
- ・各種マニュアルについて、職員による定期的な点検と第三者の意見を踏まえた見直しを実施。
- ・ヒヤリハット報告書を作成・記録・分析し、ノウハウを蓄積。

**【児童、保護者等への対応】**

- ・保護者会を開催し、事案について説明。
- ・意見箱の活用、児童相談所への届出（相談）について、改めて子どもたちに周知。
- ・第三者委員が定期的に施設を訪問して児童の意見を聴くなど、子どもの権利擁護における環境を改善。
- ・定期的に「児童会」を開催し、児童からの意見表明を促進。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

**【職員、体制面への対応】**

（改善状況の確認等）

- ・本庁所管課職員による、すべての直接処遇職員に対するヒアリング調査の実施。
- ・改善検討委員会に、児童相談所職員が参加、本庁所管課職員がオブザーバーとして参加。
- ・再発防止策の実施について、指導監査及びフォローアップ調査により確認。

（S V体制、職員支援体制の整備等）

- ・里親支援体制を強化し、未委託里親及び委託中の里親のフォローアップ体制を充実。
- ・児童相談所職員と施設職員による定期的な話し合い及び子どもとの面接を徹底。

（研修等）

- ・施設職員に求められる専門性を高めるため、入所児童の権利擁護や援助技術等についての研修を充実し、体系的かつ計画的に実施。
- ・里親に対する研修の充実
- ・被措置児童等虐待や権利擁護について研修等の場で周知。

（その他）

- ・性的問題行動対応マニュアルを策定。

**【児童、保護者等への対応】**

- ・児童相談所による全児童への面接により、被害状況を確認するとともに、定期的な心理面談の実施等、支援が必要な児童へ対応。
- ・児童相談所職員が、被害児童と面接を行い、現在の心境や今後の援助に対する要望等を聴取。

### 3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は53（76.8%）であり、行っていない自治体は16（23.2%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は30（43.5%）であり、していない自治体は39（56.5%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は33（47.8%）であり、していない自治体は36（52.2%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は65（94.2%）であり、していない自治体は4（5.8%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が60（87.0%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が42（60.9%）、連絡先の電話番号を教えている自治体が62（89.9%）、意見箱を設置している自治体が39（56.5%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が23（33.3%）、定期的なアンケートをとっている自治体が6（8.7%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、41（59.4%）であり、実施していない自治体は28（40.6%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、45（65.2%）であった。

	69 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	53	16
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	30	39
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	33	36
4	施設・里親への周知	65	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	68	1
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	60	
②	児童相談所職員が入所前に周知	57	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	48	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	49	
⑤	掲示物等で周知	19	
⑥	その他	7	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	42	
②	届出先の電話番号を教える	62	
③	意見箱の設置	39	
④	第三者委員の連絡先を教える	23	
⑤	定期的なアンケート	6	
⑥	その他	9	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	41	28
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	37	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	8	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	19	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	45	
⑤	その他	17	



## (別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

### 1. 身体的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・職員の胸ぐらを掴んできた児童に対して、職員が首を押さえて床に倒し、頭を拳骨で1発殴った。
- ・他児に暴力を振るった児童に説諭している際に、職員が児童の足をかけ、児童は転んで頭を打った。
- ・職員が男子児童を叩き、その様子を見ていた女子児童が強い恐怖感を抱いた。
- ・児童からの反発、無視、挑発行為により心理的に追い詰められた状況にあった職員が、児童に足を蹴られたため、追いかけて児童の足を蹴った。
- ・何度も顔を叩いてくる児童に対し、許せないと思い、児童に平手で叩き返した。
- ・他児への暴力や暴言を口頭で注意をしても止めないため、児童を叩いた。
- ・調理中に腕を掴むなどの危険行為があったため、職員が児童の頭を叩いた。
- ・反発する児童を居室に連れて行き、児童にまたがり、足を押さえ、両手をベッドに強く押し付けるなどの行為を複数回行った。
- ・注意をした児童の態度がふざけていて挑発的だと感じた職員が、児童の腹部を拳で1回突いた。
- ・職員が、興奮する児童を別室に移動させて、鍵をかけて閉じ込めた。
- ・職員が、複数の児童に対して腕を叩く、背中を押すように叩くなどの行為をした。
- ・指導員が児童に勉強を教える際に、児童が教材を放り投げるなどの行為を行ったため、押し倒した。
- ・職員が児童に個別指導を行っている際に、職員が感情的になり、平手で頬を数回叩いたり、肩や胸を叩いた。
- ・児童に注意をする際に、職員が児童を床に倒したり、叩いたりした。
- ・お金を盗んだ児童に対し、事態の重大性を理解してもらいたい、児童に裏切られたという思いから、施設長が児童の頬を平手で叩いた。
- ・施設長が、行動抑止のため、複数の児童に対して痛みや苦痛を伴う身体拘束（児童の手を後ろに回す）を行った。
- ・注意・指導を受けている児童の態度に腹を立てた職員が、児童の頭部を拳で殴打した。その後、児童が反省していないと受け取り、さらに掌で児童の腹部を押した。
- ・他児を泣かせた小学生に対し、職員が胸ぐらを掴んで壁に押し付けた。
- ・叱責する際に、児童の頬をつねった。
- ・職員が何度も注意したが改善が見られなかったため、児童を叩く、蹴る、体をぶつけるなどの行為を行った。
- ・児童の言動により感情が高まった職員が、児童の両頬を平手打ちし、拳で右頬を殴り、髪を掴み、足を蹴った。
- ・職員の注意に対し、児童の態度に反省が見られないことに苛立ちを感じ、児童の左頬を平手で叩いた。
- ・職員と他児との話し合いを繰り返し妨害する児童の額を、左手中指の第二関節でノックするように叩いた。
- ・イライラしていた児童が職員を蹴ったところ、職員が児童の腰部を軽く蹴り返した。
- ・暴れている児童を抱き上げて声かけをするが、職員の顔や肩を叩くなどして暴れ続けたため、児童の右

上腕部を噛んだ。

- ・児童と口論になり、双方興奮状態の中、腹を立てた児童のビンタや蹴りに対して、職員もビンタをやり返した。
- ・児童と揉み合いになり、床に押さえ込んだところ、児童の左鎖骨が折れた。
- ・児童の胸ぐらを掴み前に引っ張る、大きな声で呼ぶなどの行為をした。
- ・職員が、髪を引っ張ったり、皿や机を投げたり、物で叩くなどした。
- ・職員が感情的になり冷静な判断ができなくなり、児童の衣服を掴んでロッカーに押し付け肩を叩く、足を払い倒す、児童をベッドに投げ落とすなどがあった。
- ・遊びの延長のつもりで児童を追いかけて腕を掴むなどして動きを止め、スリッパで（音が鳴るくらいの強さで）頭を叩いた。
- ・言い争いの後、イライラした児童から左頬を殴られた職員が、児童の脇腹を殴った。
- ・児童の喧嘩を制止するため、職員が暴れる児童の身体を壁に強く押し付けた。
- ・大声で暴れる児童に対し、職員が拳骨を行い怪我を負わせた。

#### 【児童自立支援施設】

- ・職員が、指導に従わない児童の頭部を叩いた。
- ・指導に従わず反抗的な態度をとる児童に、足払いして頬を左右1回ずつ叩いた。
- ・宿直支援員がストーブ前の立入禁止区域に児童の足が入っていたため、児童の脛上部付近を足で払った。
- ・児童が「嘘をつくのを楽しんでいました」と言ったので、感情的になった職員が児童を足払いして倒した。
- ・反抗的な態度をとった児童の胸ぐらを掴んだ。
- ・児童の言動に腹を立てた職員が、関節技をかけ、児童に全治10日の加療を要する怪我を負わせた。
- ・調理室付近の小屋の屋根に居座った児童に対し、調理員が背後から蹴ったところ、児童が転落し左手の甲に擦り傷を負った。

#### 【里親】

- ・児童に説諭しようとしたが耳を傾けず、どうして分からないのかという思いから、拳骨と平手で児童を叩いた。
- ・自宅のお金を持ち出し、そのことを追及されて嘘をついた里子に腹を立てた里親が、里子の頬や背中を平手で複数回叩いたり、身体を揺すったりした。
- ・里親が児童を爪でつねったり、階段から突き落としたりした。
- ・里親が、言うことを聞かないことを理由に児童の耳をつまみ、児童の耳にあざができた。
- ・児童が興奮したため、里親が寝室に連れて行き往復ビンタをした。
- ・おむつ替えの際に、児童の鼻をかませようとしたところ、児童が嫌がったことに腹を立て、里親が、児童の太ももを叩いた。

#### 【障害児入所施設】

- ・児童に注意した際、児童が笑ったため、児童の臀部を3回叩いた。

- ・興奮して廊下から動かなくなった児童に対し、職員が両手で髪を掴んで引きずって居室に入れた。
- ・他害傾向のある児童に髪を引っ張られた支援員が、児童の髪を掴み返した。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・指導員がふざけている児童を注意するため手に持っていたマジックで児童の額を突いたが、反省する様子が見られなかったため、強い口調で注意しながらさらに強く額を突いた。

## 2. ネグレクト

#### 【児童養護施設】

- ・児童間の性行為を把握していたにもかかわらず、適切に対応しなかった。

#### 【里親】

- ・里親が幼児である児童を自宅にひとり残して外出し、幼児がひとりでベランダに出て転落した。
- ・里親が、児童が長年にわたり同居している他の児童からわいせつな行為（胸と股を触られる）を受けていたことを把握できていなかった。

## 3. 心理的虐待

#### 【乳児院】

- ・職員が、泣いている乳幼児に対し、大声で「うるさい、静かにしなさい。泣き止みなさい。」と怒鳴り続けた。

#### 【児童養護施設】

- ・職員が、大きな声で怒鳴る、言葉遣いが悪い、懲罰的な内容の提示物を貼り出すなど、児童に精神的な不安や不快感を抱かせるような不適切な言動や指導を行った。
- ・暴れている児童を落ち着かせるために、職員が児童に対して蹴飛ばす素振りをした。
- ・「頭がおかしい」などの発言をしたり、他児とは差別的な扱いをした。
- ・児童に対し、言葉や態度（殴る振りをする、物を投げつけるなど）による脅かしが繰り返されていた。
- ・特定の児童に対して、頭を軽く叩く、「ブス子」と呼ぶなど厳しく接していた。
- ・施設長による不適切な身体接触（手の甲や太ももを触るなど）や発言に対し、児童が恐怖感や嫌悪感等を示した。
- ・他児との喧嘩の事実を認めない児童を指導する際に、壁を叩くなどの威圧的な行為を行った。
- ・職員の児童に対する言葉遣いや態度が荒く、児童が委縮していた。
- ・児童に対して乱暴な言葉を使うなど、威圧的な言動があった。

#### 【児童自立支援施設】

- ・児童を注意する際に、大声を出し、持っていたほうきの柄を壁に強く打ち付けた。

#### 【ファミリーホーム】

- ・養育者が、児童への暴言、侮辱するような発言があった。

#### 【障害児入所施設】

- ・暴れている児童に対し、強い口調で怒鳴ったり、行き過ぎた行動抑制があった。
- ・児童の行動を叱責する際に、「アホ」など、何度も児童をバカにした発言をした。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・児童の言動に苛立ち、職員が「お前は家に帰りたんだな」、「ここにいないでいいんだよ」などの発言をした。
- ・職員が児童を楽しませようと思い、「児童の顔にペイントする」というルールของเกมを実施したが、参加した児童の中には、嫌な気持ちになったり泣いたりする児童がいた。

### 4. 性的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・職員が、施設内の洗面所や脱衣所などで、複数回児童と抱き合ったり、キスをした。
- ・職員が児童の就寝時や入浴時に性器を触った。
- ・複数の児童にキスをしたり、寝かしつけの際に身体を触った。
- ・職員が児童と複数回性交渉を行った。
- ・就寝時に職員が恋愛感情を抱いた児童の居室に行き、複数回キスをした。
- ・児童が入所中、夜間に児童と一緒に寝ていたなどの不適切な対応があり、また、施設退所後に児童と会い、性的な関係があった。
- ・寝かしつけの際に、児童の服の上から脇や胸などを触る行為を繰り返した。
- ・空いている居室に児童を連れ出し、カメラで児童の着替えを撮影した。
- ・児童との遊びの中で、ズボンの上から性器を掴んだり、引っ張ったりした。
- ・職員が児童の下着に手を入れ、陰部等を触った。
- ・部活動後の職員による児童へのマッサージが、次第にエスカレートし不適切な行為に至った。
- ・児童を施設外に呼び出し、キスをしたり身体を触るなどの行為をした。
- ・夜勤時に、一人で勉強していた児童にキスをしたり、外で会うなどした。
- ・児童のアルバイト送迎時に、児童にキスをする、身体を触るなど不適切な身体接触を行った。
- ・宿直の職員が、深夜に児童の居室に侵入し、無理矢理キスをした後、性交渉を行った。

#### 【里親】

- ・里親が児童に自らの身体を触らせたり、キスをするなど不適切な行為を行った。
- ・里親が児童に自らの身体を触らせたり、児童の性器や胸を触るなど不適切な行為を行った。

#### 【障害児入所施設】

- ・複数の児童に、性器を触るなどのわいせつな行為を行い、その様子を携帯電話で動画撮影した。

- ・児童の居室で、マスターベーションを教えるとして、複数回直接性器に触れた。
- ・児童の居室で、職員が児童に対してわいせつな行為を行った。

【一時保護委託】

- ・一時保護委託された児童に、施設内の宿直室等でわいせつな行為に及び、一時保護委託解除後には職員の自宅に招き入れ、わいせつな行為を行った。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～29年度)

○届出・通告者

(単位:件、[ ]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件

## ○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[ ]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]



## ○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]

**児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉**

（被措置児童等虐待）

**第33条の10** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

**第33条の11** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

**第33条の12** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

**第33条の13** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

**第33条の14** 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

**第33条の15** 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福

社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

**第33条の16** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

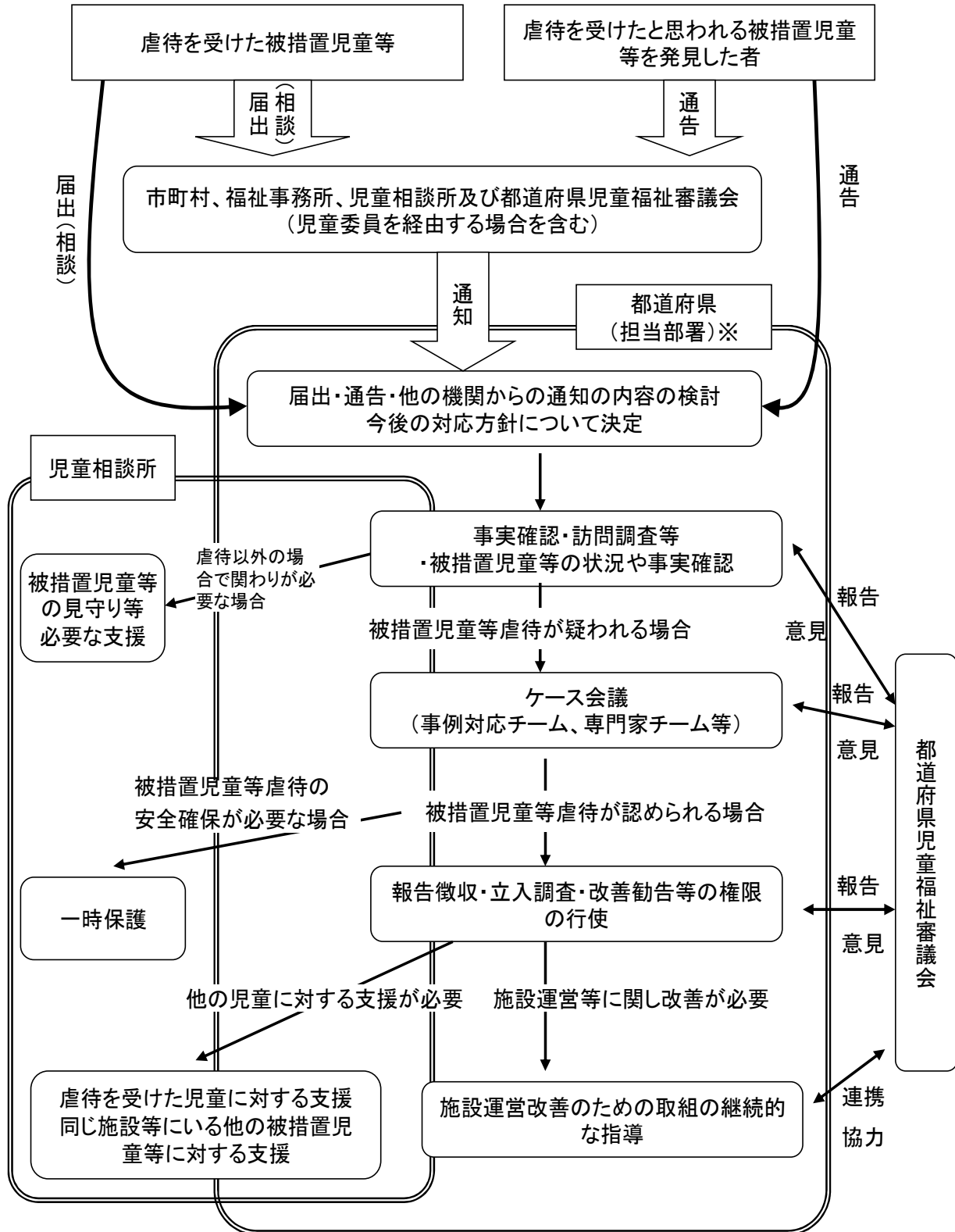
**第33条の17** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

#### 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

**第36条の30** 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

## 被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。